

■ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の一覧表

【小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	伊勢市立城田小学校 (校舎)	三重県伊勢市上地町1478番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.28 CTU・SD=0.36	-	-	
2	伊勢市立二見小学校 (校舎)	三重県伊勢市二見町庄1500番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.18 CTU・SD=0.51	-	-	
3	伊勢市立大湊小学校 (校舎)	三重県伊勢市大湊町1118番地194	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.31 CTU・SD=0.42	-	-	
4	伊勢市立神社小学校 (校舎)	三重県伊勢市神社港294番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.31 CTU・SD=0.57	-	-	
5	名張市立桔梗が丘東小学校 (管理特別普通教室棟)	三重県名張市桔梗が丘7番町1街区86番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.21 CTU・SD=0.74	-	-	
6	名張市立美旗小学校 (管理特別普通教室棟)	三重県名張市新田117番地2	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.23 CTU・SD=0.51	-	-	
7	名張市立比奈知小学校 (管理特別普通教室棟)	三重県名張市下比奈知1422番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.21 CTU・SD=0.56	-	-	
8	名張市立錦生赤目小学校 (管理特別普通教室棟)	三重県名張市赤目町檀116番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.28 CTU・SD=0.34	-	-	
9	名張市立桔梗が丘南小学校 (管理特別普通教室棟)	三重県名張市桔梗が丘5番町12街区38番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.28 CTU・SD=0.71	-	-	
10	名張市立つつじが丘小学校 (管理特別普通教室棟)	三重県名張市つつじが丘北3番町5番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.50 CTU・SD=0.46	-	-	
11	名張市立赤目中学校 (管理特別普通教室棟)	三重県名張市箕曲中村219番地	中学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.19 CTU・SD=0.73	-	-	
12	尾鷲市立尾鷲小学校 (普通教室・管理教室棟)	三重県尾鷲市中村町4-58	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.35 CTU・SD=0.38	-	-	
13	いなべ市立阿下喜小学校 (普通教室棟)	三重県いなべ市北勢町阿下喜2562-1	小学校	7-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (1990年版)	Is/Is0=1.21 CT・SD=0.43	-	-	
14	志摩市立磯部小学校 (教室棟)	三重県志摩市磯部町恵利原1275	小学校	7-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (1990年版)	Is/Is0=1.18 CT・SD=0.36	-	-	
15	木曾岬町立木曾岬小学校 (校舎)	三重県桑名郡木曾岬町大字田代160番地	小学校	7-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」 (1990年版)	Is/Is0=1.28 CT・SD=0.61	-	-	
16	菰野町立菰川原小学校 (南校舎)	三重県三重郡菰野町大字大強原913番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.26 CTU・SD=0.77	-	-	
17	菰野町立菰野小学校 (普通教室20棟)	三重県三重郡菰野町大字菰野1490番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	Is/Is0=1.27 CTU・SD=0.77	-	-	

18	菰野町立八風中学校 (南校舎)	三重県三重郡菰野町大字田光3808-18番地	中学校	7-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0}=1.26$ $C_T \cdot S_D=0.36$	-	-	
19	大台町立三瀬谷小学校 (管理教室棟)	三重県多気郡大台町佐原107番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.21$ $C_{TU} \cdot S_D=0.79$	-	-	
20	南伊勢町立南島中学校 (校舎)	三重県度会郡南伊勢町東宮1033番地	中学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.29$ $C_{TU} \cdot S_D=0.41$	-	-	
21	南伊勢町立南勢小学校 (管理普通特別教室棟)	三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦3755番地4	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.31$ $C_{TU} \cdot S_D=0.79$	-	-	
22	紀北町立東小学校 (管理棟、教室棟)	三重県北牟婁郡紀北町東長島2458番地	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.28$ $C_{TU} \cdot S_D=0.83$	-	-	
23	紀宝町立鶴殿小学校 (管理教室棟)	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿1232番地1	小学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.26$ $C_{TU} \cdot S_D=0.36$	-	-	
24	紀宝町立矢淵中学校 (管理教室棟)	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿20番地	中学校	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.28$ $C_{TU} \cdot S_D=0.79$	-	-	

【病院、診療所】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
2	医療法人全心会 伊勢慶友病院	三重県伊勢市常磐2丁目7番28号	病院	4 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点0.14			全棟用途廃止(取り壊し)予定
				5-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.21$ $q=0.69$			
				7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.14$ $C_{TU} \cdot S_D=0.16$			
3	尾鷲総合病院 (外来棟)	三重県尾鷲市上野町5-25	病院	7-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0}=1.25$ $C_T \cdot S_D=0.82$	-	-	
4	伊賀市立上野総合市民病院 (本館)	三重県伊賀市四十九町831番地	病院	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.25$ $C_{TU} \cdot S_D=0.76$	-	-	
5	社会医療法人畿内会 岡波総合病院	三重県伊賀市上野桑町1734番地	病院	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.15$ $C_{TU} \cdot S_D=0.29$			10年以内建替え検討中

※ No.1欠番

【集会場、公会堂】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	伊勢市観光文化会館	三重県伊勢市岩淵1-13-15	集会場	7-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0}=1.25$ $C_T \cdot S_D=0.32$	-	-	

【ホテル・旅館】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	千の杜 (体育館、本棟、宿泊棟、入居者棟)	三重県伊勢市佐八町池ノ上 1071番地3他5筆	ホテル	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.06$ $C_{TU} \cdot S_D=0.61$	-	-	平成29年9月耐震改修完了
2	鳥羽国際ホテル オーシャンウイング	三重県鳥羽市鳥羽一丁目23番地1号	ホテル	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_D=0.62$	-	-	
3	鳥羽シーサイドホテル 望館	三重県鳥羽市安楽島町字安久志1084番他3筆	旅館	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.01$ (※) $C_{TU} \cdot S_D=0.67$ (※ $I_{s0}=0.66, G=1.1$)	-	-	
				7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_D=0.31$			
				7-6 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」 (2009年版)(鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{s0}=1.39$ (※) $C_{TU} \cdot S_D=0.32$ (※ $I_{s0}=0.66, G=1.1$)			
4	鳥羽彩朝楽	三重県鳥羽市小浜町字城山610	ホテル	5-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.18$ $q=0.72$	耐震改修	平成29年度 ~平成30年度	
				7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.01$ $C_{TU} \cdot S_D=0.00$			
5	戸田家(第一新館、第二新館、第三新館)	三重県鳥羽市鳥羽一丁目24-26	旅館	5-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.67$ $q=1.08$	-	-	平成30年9月耐震改修完了
				7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.00$ $C_{TU} \cdot S_D=0.35$			
				7-6 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2009年版)(鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{s0}=1.00$ $C_{TU} \cdot S_D=0.49$			
6	賢島宝生苑 本館棟	三重県志摩市阿児町神明718番地3	ホテル	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.00$ $C_{TU} \cdot S_D=0.61$	-	-	
7	志摩観光ホテル クラシック(本館棟)	三重県志摩市阿児町神明731	ホテル	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_D=0.62$	-	-	
8	NEMU HOTEL&RESORT(宿泊棟)	三重県志摩市浜島町迫子2692-3	ホテル	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.00$ $C_{TU} \cdot S_D=0.60$	-	-	

【百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	亀山ショッピングセンター エコー	三重県亀山市東御幸町222番地	物品販売店舗	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.03$ $C_{TU} \cdot S_D=0.65$	-	-	
2	鳥羽一番街	三重県鳥羽市鳥羽一丁目2383番地13	物品販売店舗	5-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.21$ $q=0.53$			耐震改修方法について検討中
				7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.48$ $C_{TU} \cdot S_D=0.39$			

【保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	伊勢市役所本庁舎本館	三重県伊勢市岩淵1丁目103-2及び104	公益上必要な建築物	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.01$ (※) $C_{TU} \cdot S_D=0.93$ (※ $I_{s0}=0.9$ 、 $U=1.5$)	-	-	平成30年7月耐震改修完了
2	三重県尾鷲庁舎本館棟	三重県尾鷲市坂場西町1161番	公益上必要な建築物	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.26$ $C_{TU} \cdot S_D=0.46$	-	-	
3	熊野市役所庁舎	三重県熊野市井戸町字赤坂796番地	公益上必要な建築物	7-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.28$ $C_{TU} \cdot S_D=0.79$	-	-	
				7-5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)(鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0}=1.53$ $C_T \cdot S_D=0.94$			
4	上野ふれあいプラザ	三重県伊賀市上野中町2976番地1	公益上必要な建築物	2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s=1.06$ $q=2.98$	-	-	

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性(※)			
		I	II	III	
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。	
1	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第一号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_w < 0.7$	$0.7 \leq I_w < 1.0$	$1.0 \leq I_w$	
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
3	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
4	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点	
5-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1978年版)	$V_R/V_i < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 < V_R/V_i$	
5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
6-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	-	-	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$	
6-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	-	-	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$	
7-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1977年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$	
7-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$ $1.25 < C_T \cdot S_D$	
7-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$	
7-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$	
7-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
7-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

8	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$ かつ $GIs < 1.0$ $1.0 \leq GIs$
9	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
10	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
11	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	$P/Q < 0.5$	$0.5 \leq P/Q < 1.0$	$1.0 \leq P/Q$
12-1	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
12-2	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁量 $<$ 基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量 $<$ 基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量
		換算壁枚数 $<$ 基準壁枚数/2	基準壁枚数/2 \leq 換算壁枚数 $<$ 基準壁枚数	基準壁枚数 \leq 換算壁枚数
12-3	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥梁付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁量 $<$ 基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量 $<$ 基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量
		換算壁長 $<$ 必要壁長/2	必要壁長/2 \leq 換算壁長 $<$ 必要壁長	必要壁長 \leq 換算壁長
13	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	-	-	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
14	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
15	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」	-	-	要件を全て満たす
16	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	-	-	確認できる

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。